

令和2年4月施行

# 朝来市<sup>けん こう</sup>健幸づくり条例

## 【概要版】



豊かな自然や浪漫を伝える歴史文化遺産、産業遺産など、多くの地域財産を有するこの朝来市で、生涯にわたり健やかで幸せに暮らし続けることは市民共通の願いです。

しかし、少子高齢化の急速な進行など健康を取り巻く環境は変化しており、市民の皆さんが心豊かに生き生きと暮らしていくために、生きがいを持ち、健康で過ごせる期間をいかに長く保つことができるかが重要な課題です。

それに対して、市民一人ひとりが、「自分の健幸は自分で作り・守る」という意識を持ち、自身の健康状態やライフスタイルに合った方法で自主的に健幸づくりを行っていただきたいと考えます。

また、市民の皆さんの取組を効果的に進めていくために、より多くの関係者が関わりを持ち、地域社会全体の取組として「市民の健幸づくりを支え・守る」ための環境づくりをしていかなければなりません。

そこで、朝来市では、市民の皆さんが生涯にわたり生きがいを感じ健やかで幸せに暮らすことができるよう、市民等関係者と協働して健幸づくりを推進するため、この条例を制定します。

# 生涯にわたり生きがいを感じ 健やかで幸せに 暮らせる朝来市を目指して

## 基本理念

- 市民一人ひとりが自らの健幸づくりに関心を持って取り組む。
- 市や市民、関係者は、市民一人ひとりが地域交流や社会参加を通じて、継続的に健幸づくりを推進することができる環境づくりに努める。
- 市や市民、関係者が、健幸づくりを地域社会全体の取組として協働して推進する。

## ☆朝来市における「<sup>けんこう</sup>健幸づくり」ってなに？

単に「病気になるための取組」ではなく、自らの心身の健康に関心を持ち「自分の健幸は自分で作り・守る」という意識で、運動の習慣化や食生活の改善、健康管理など個人の状況に応じて自主的に取り組むとともに、一人ひとりが、生きがいを感じ幸せに暮らすことができるよう取り組むことをいいます。



### 自治組織等

(行政区や地域自治協議会、老人クラブ、女性会等。健康増進や生きがいづくり等に関する活動を行う団体や自主グループ等)

- ・自治組織等のもつ多様なつながりや特性等を生かした健幸づくりのための環境づくり
- ・市の施策や地域等での健幸づくりへの協力

### 事業者

(市内で事業活動を行う企業、商店等)

- ・健幸づくりへの関心や理解の高揚と、従業員が健幸づくりを推進しやすい職場環境づくり
- ・市の施策や地域等での健幸づくりへの協力

### 学校

(市内の保育園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校)

- ・健幸づくりに必要な知識や態度に関する健康教育の実践
- ・市の施策や地域等での健幸づくりへの協力

### 保健医療福祉等関係者

(市内の医療機関や保健医療福祉分野の団体や法人、保健医療福祉の専門職員等)

- ・保健医療福祉に関する情報提供と、保健医療福祉サービスの提供
- ・市の施策や地域等での健幸づくりへの協力

**市の責務** 市は、市民の皆さんや関係者等と協働して取り組みます。基本理念にのっとり健幸づくりの推進に関する施策を実施し、効率的かつ効果的に施策を推進します。

### 健幸づくりの基本的な計画

- ・市健康増進計画、食育推進計画を健幸づくりの基本的な計画として位置付けます。
- ・健幸づくりに関係の深い諸計画との連携を図り施策の実施に取り組みます。

### 健幸づくり推進の基本施策

- ・市民一人ひとりの健幸づくりに関する主体的かつ積極的な行動を促すための取組
- ・健幸づくりに関する意識を高め、理解を深めるための情報提供及び普及啓発
- ・市民の健康に関するサービスの提供及び環境の整備
- ・健康に関する教育の推進
- ・生涯を通じた学習、スポーツ活動及び文化活動の機会の確保その他必要な支援

### 推進体制の整備 (健幸づくり推進協議会)

健幸づくり諸施策の効果的な推進が図られるよう、基本的な計画策定等における提言、施策効果の検証等を行います。



# 【朝来市健幸づくり条例】

(目的)

第1条 この条例は、市民の健幸づくりの基本理念を定め、並びに市の責務及び市民、自治組織等、事業者、学校、保健医療福祉等関係者の役割を明らかにするとともに、健幸づくりのための基本となる事項を定めることにより、協働による市民の健幸づくりを推進するための施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 健幸づくり 市民が、心身の健康の保持増進を図るとともに、生きがいを感じ幸せに暮らすための取組をいう。
- (2) 市民 市内に居住、通勤又は通学をしている者をいう。
- (3) 自治組織等 市内で公益的活動を行う団体で、次に掲げるものをいう。  
ア 市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体及び朝来市自治基本条例（平成21年朝来市条例第2号）第15条に規定する地域自治協議会  
イ 市民の健康増進、生きがいづくり及び地域づくりに資する活動を行う団体（アに掲げるものを除く。）
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (5) 学校 小学校就学前の子どもが通所する市内の施設及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する市内の学校をいう。
- (6) 保健医療福祉等関係者 保健、医療、社会福祉、労働衛生等に係る業務を行う者及びこれらの者で組織する団体をいう。

(基本理念)

第3条 健幸づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 市民一人一人が自らの健幸づくりに関心を持って取り組むこと。
- (2) 市、市民、自治組織等、事業者、学校及び保健医療福祉等関係者は、市民一人一人が地域交流や社会参加を通じて、継続的に健幸づくりを推進することができる環境づくりに努めること。
- (3) 市、市民、自治組織等、事業者、学校及び保健医療福祉等関係者が、健幸づくりを地域社会全体の取組として協働して推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、健幸づくりの推進に関する施策を実施しなければならない。

2 市は、前項の規定による施策の実施に当たって、その効率的かつ効果的な推進を図るため、国及び県と連携するとともに、市民、自治組織等、事業者、学校及び保健医療福祉等関係者の協力を求めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、健幸づくりに関し知識及び理解を深めるとともに、主体的かつ積極的に自らの健幸づくりに努めるものとする。

2 市民は、市が実施する健幸づくりの推進に関する施策並びに自治組織等、事業者、学校及び保健医療福祉等関係者が行う健幸づくりに参加するよう努めるものとする。

(自治組織等の役割)

第6条 自治組織等は、会員等の健幸づくりに配慮するとともに、地域のつながり及び自らの持つ知識、技能、特性を生かし、市民が健幸づくりを推進しやすい環境づくりに努めるものとする。

2 自治組織等は、市が実施する健幸づくりの推進に関する施策並びに事業者、学校及び保健医療福祉等関係者が行う健幸づくりに協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、健幸づくりに関し関心及び理解を深めるとともに、従業員が健幸づくりを推進しやすい職場環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する健幸づくりの推進に関する施策並びに自治組織等、学校及び保健医療福祉等関係者が行う健幸づくりに協力するよう努めるものとする。

(学校の役割)

第8条 学校は、幼児、児童及び生徒に対し、健康教育を推進することにより、健幸づくりに努めるものとする。

2 学校は、市が実施する健幸づくりの推進に関する施策並びに自治組織等、事業者及び保健医療福祉等関係者が行う健幸づくりに協力するよう努めるものとする。

(保健医療福祉等関係者の役割)

第9条 保健医療福祉等関係者は、自らの活動を通じて、保健医療福祉等に関する正しい情報を市民に提供し、それぞれに応じた適切な保健医療福祉サービスが受けられるよう努めるものとする。

2 保健医療福祉等関係者は、市が実施する健幸づくりの推進に関する施策並びに自治組織等、事業者及び学校が行う健幸づくりに協力するよう努めるものとする。

(基本的な計画)

第10条 市は、健幸づくりを総合的かつ計画的に推進するため、健幸づくりの推進に関する基本的な計画として、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に規定する健康増進計画及び食育基本法（平成17年法律第63号）第18条に規定する食育推進計画を策定するものとする。

(基本施策)

第11条 市は、健幸づくりを推進するため、次に掲げる基本施策を講ずるものとする。

- (1) 市民一人ひとりの健幸づくりに関する主体的かつ積極的な行動を促すための取組
- (2) 健幸づくりに関する意識を高め、理解を深めるための情報提供及び普及啓発
- (3) 市民の健康に関するサービスの提供及び環境の整備
- (4) 健康に関する教育の推進
- (5) 生涯を通じた学習、スポーツ活動及び文化活動の機会の確保その他必要な支援
- (6) 前各号に掲げるもののほか、健幸づくりに資すること。

(健幸づくり推進協議会)

第12条 市、市民、自治組織等、事業者、学校及び保健医療福祉等関係者による協働の健幸づくりを円滑に推進するため、朝来市健幸づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第10条に規定する基本的な計画の策定及び見直しに際し意見を述べること。
- (2) 健幸づくりを推進する方策の検討に関すること。
- (3) 市が実施する基本施策の効果の検証に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 協議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 健幸づくりに資する活動を行う団体の代表者
- (3) 公募による市民

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

編集 朝来市 地域医療・健康課（朝来市保健センター）  
〒669-5267 兵庫県朝来市和田山町法興寺378番地1  
電話：079-672-5269 FAX：079-672-5369